

要緊急対処特定外来生物について

「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設 外来生物法（改正法全面施行後） 第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を

「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める（※）

※ヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種を政令で指定

ヒアリによる多方面にわたる著しい影響

- 人への健康被害（アレルギー反応（アナフィラキシーショック）による死亡例も有）
- 公園などに広く定着すると、裸足・サンダルでは歩けないほか、花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ
- 農業生産や家畜への被害
- 電気設備に巣を作り、電線をかじって停電・火災を誘発
- 在来の昆虫だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食

※米国では年間6000-7000億円の被害



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ
体長約2.5～6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ
体長約7～8mm

「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

外来生物法（改正法全面施行後） 第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- **通関後の物品等**に対して、**検査、消毒廃棄命令等ができない**
- 専門家による特定外来生物の**特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり**
- **事業者との連携**にかかる**根拠規定がない**



改正後

- **通関後の物品、施設や土地に**要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに**検査、消毒廃棄命令等が可能**
- ヒアか否か**専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能**
- 国が**対処指針**を定めることを**法定化し、事業者との連携を強化**

(参考) 輸入・輸送の場面と、法改正による規定の対応

通関



常時	通報体制の整備等	★新設：関係事業者を対象とした対処指針を規定（要緊急対処のみ）	
おそれ段階(通報による確認)開始(*)	物品の検査	☆特定外来生物全般の規制権限の拡充	★新設（要緊急対処のみ）
	土地への立入り	☆特定外来生物全般の規制権限の拡充 ※対象を防除→生息調査にも拡大	★新設（要緊急対処のみ）
	物品の周辺の立入り、検査	※立入の対象を防除→生息調査にも拡大	★新設（要緊急対処のみ）
	関係者への質問、報告徴収	※立入、検査とも対象を物品等→土地・施設にも拡大	★新設（要緊急対処のみ）
同定中	移動制限・禁止命令	★新設（要緊急対処のみ） 要緊急対処の疑いがある生物が付着等していれば、 同定中であっても移動禁止命令	
同定完了後段階	移動制限・禁止命令	特定外来生物の運搬禁止により当該生物の付着混入する物品や当該生物を乗せた車両・船舶・航空機の移動を制限（特定外来生物全般。第4条）	
	物品、物品の周辺の消毒廃棄、消毒廃棄命令	特定外来生物全般（第24条の2）	★新設（要緊急対処のみ）

改正法による拡充規定
(第13条、第24条の2)

要緊急対処特定外来生物について新設規定
(第24条の2第2項、第4章の3)

改正前からの規定